

令和7年度 第1回世田谷区風景づくり委員会 議事概要

日時：令和7年5月8日（木曜日）午前9時00分から午前11時00分

場所：二子玉川分庁舎 大会議室

都市整備政策部都市デザイン課

附属機関会議録

会議の名称	令和7年度 第1回世田谷区風景づくり委員会
事務局を主管する課の名称	都市整備政策部 都市デザイン課
開催日時	令和7年5月8日（木曜日）午前9時00分から午前11時00分
開催場所	二子玉川分庁舎 大会議室
出席者	【世田谷区風景づくり委員会】 野原卓委員、後藤智香子委員、 加藤幸枝委員、平松均委員、金光弘志委員
	【事務局】 都市整備政策部長： 佐々木康史 都市整備政策部都市デザイン課長： 渡邊徹 都市デザイン担当係長： 二見征 担当職員： 和田楓磨、三澤英里子、杉山菜生
会議の公開・非公開・一部非公開の別	公開
傍聴人の人数	1名
会議次第・内容	開会 1. 議事 審議事項 風景づくり計画の改定について 2. 事務連絡 閉会

令和7年度第1回世田谷区風景づくり委員会

令和7年5月8日（木）

○都市デザイン課長 皆様おはようございます。少し定刻より早い時間ですが、これより令和7年度第1回風景づくり委員会を開催させていただきます。

本日は連休明けのお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より世田谷区の風景づくりに様々なご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます都市デザイン課長の渡邊でございます。今年度より前任の青木に代わりまして担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本委員会は会議録と名簿を公開しております。会議録の作成に当たり、速記の委託事業者により会議の録音をさせていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、会議録の公開は事前に委員の皆様にご確認をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、世田谷区都市整備政策部長の佐々木より皆様へご挨拶申し上げます。

○都市整備政策部長 おはようございます。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。皆様には日頃より世田谷区のまちづくり全般につきまして、ご理解、ご協力いただきまして感謝申し上げます。4月から前任の笠原に代わりまして、都市整備政策部長に着任しました佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私はこれまで地域のまちづくりに、街づくり課などで風景づくりに関わってきたというところはございますけれども、風景づくり計画の策定そのものを担当するのは今回が初めてでございます。委員の皆様にご協力いただきながらよい計画としたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題についてですけれども、お配りしました資料にもございますとおり、昨年度からの引き続きで「風景づくり計画の改定について」ご審議いた

だきます。

昨年12月に開催いたしました令和6年度第3回風景づくり委員会では、主に「風景づくり計画 改定骨子(案)」について、皆様より様々なご意見、ご提案を頂きました。頂戴したご意見や、その後に開催した骨子公表に伴うオープンハウスで区民の方々から頂いたご意見などを反映しながら庁内で検討を進めまして、「風景づくり計画 改定素案(たたき台)」を取りまとめました。本日はこの素案(たたき台)についてご審議をお願い申し上げます。

「風景づくり計画 改定素案」は9月に区民の皆様へ公表し、パブリックコメントにより広くご意見を頂く予定としております。本日はそのたたき台でございまして、ご意見、ご指摘などを頂ければと存じます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

それでは、まず本日の委員の皆様の出席についてご報告いたします。本日の委員は5名の出席となっております。本日の委員会は、世田谷区風景づくり条例施行規則第34条に定める会議の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、風景づくり委員会の体制についてご説明させていただきます。風景づくり委員会は本年2月より第13期となり、学識の委員の方を新たに1名、区民の委員の方々を選考により新たに2名、合計3名の皆様を新たに委員として委嘱させていただきました。継続の委員の方々も含めまして、本来であれば委嘱状を直接お渡しするべきところでしたが、委員会開催まで期間がございましたので、郵送でお送りをさせていただきました。第13期風景づくり委員会委員の皆様は、本年2月1日より令和9年1月31日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、世田谷区風景づくり委員会委員の皆様をご紹介します。本日は第13期の初回となりますので、皆様より一言ずつ頂ければ幸いです。

初めに、○○委員でございます。

○委員 おはようございます。○○大学の○○と申します。

私は3期目ということです。普段は○○大学の○○キャンパスにおります。

世田谷との関わりに関しては、上北沢の「地域共生のいえ」の1つに長らく、細々と運営に関わっておりました。上北沢界隈については比較的よくまち歩きをしたりとか、知っているつもりですけれども、世田谷区と一口に言ってもいろいろな地域があって、まだまだ知らない地域もあつたりするので、いろいろな勉強しながら引き続きお力になればと思っております。よろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 お願いします。

○○委員でございます。

○委員 ○○と申します。よろしく願いいたします。

私は○○大学というところで都市計画とか、都市デザインとか、風景とか、そういったものを研究している者になります。

後ほど多分資料1が出てくると思うのですが、5期目と書いてありますので、恐らくこの委員会で満期の10年になり終わりかなと思いますので最後の期ではないかと思えますけれども、できるだけいろいろな形でご協力させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 よろしくお願いします。

続きまして、○○委員でございます。

○委員 ○○と申します。おはようございます。よろしく願いいたします。

専門は環境色彩デザインで、普段は建築や土木の色彩設計に従事しております。

私は世田谷在住50数年になりまして、保育園から高校までずっと世田谷で暮らしてまいりました。専門が色彩ですので、ほかの自治体、数えてみたら18ぐらいになるのですが、審議会やアドバイザーに従事しておりますので、そうした経験を活かして、皆様のお役に立てるように努力してまいりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 よろしく願いいたします。

続きまして、○○委員でございます。

○委員 ○○と申します。よろしく願いいたします。

実は私、大学の専攻は都市計画だったのですけれども、41年間都市計画と全く関係のない仕事に従事しております。ですので、勉強しながらこの委員会

のお役に立てるように努めてまいりたいと思っております。

私は生まれも育ちも世田谷でございまして、生まれてから30年間住んでいました。それからしばらく出て、13年前に生まれ育った家に戻ってまいりました。世田谷区に対しては非常に愛着を持っておりまして、実はたまたま目にしたこの委員会に応募させていただきました。よろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 よろしく願いします。

最後に、○○委員でございまして。

○委員 ○○です。どうぞよろしく願いいたします。

私は仕事が風景づくりに関連するランドスケープデザインをしておりまして、若い頃は勤務先で景観計画をまとめることもしていました。

晩秋、たまたま新聞に世田谷区の広告が入っていきまして、今まで仕事の中で事務局としてこうした委員会に携わることがありましたが、今回、区民の目線で参加できるかどうか分からないと思いながら公募に応募したところ選考いただくことができました。任期の2年間世田谷の風景づくりのために従事していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 よろしく願いします。

皆様ありがとうございました。

本日は都合が合わず欠席となっております○○大学○○学部○○科教授の○○委員と、○○大学○○学部○○科教授の○○委員を継続して委嘱させていただいていることをここにご報告させていただきます。

続きまして、期が替わりましたので、ここで委員長と副委員長のご選出をお願いいたします。お手元に配付いたしました参考資料「世田谷区風景づくり条例及び施行規則（抜粋）」を御覧ください。

施行規則第32条に規定されておりますとおり、委員長、副委員長は委員の皆様の互選により定めることとなっております。つきましては、委員の皆様の中から委員長、副委員長をご選出いただきたいと思います。どなたか立候補もしくはご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○○委員、お願いいたします。

○委員 13期目ですけれども、12期に引き続き委員長には○○委員を推薦したく、また副委員長には○○委員を、それぞれ推薦させていただきたいと思

います。

○都市デザイン課長 ○○委員、ありがとうございます。

ただいま○○委員より、委員長につきましては○○委員、副委員長につきましては○○委員とのご推薦を頂きましたが、皆様いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

○都市デザイン課長 ありがとうございます。それでは、皆様により委員長に○○委員、副委員長に○○委員をご選出いただきました。ありがとうございます。

それでは、○○委員長よりご挨拶いただけますでしょうか。

○委員長 改めまして、今、委員長を仰せつかりました○○と申します。2回挨拶あるかなと思ってさっき言わなかったのですが、私自身、今は横浜におりますが、産まれてから30歳手前まで世田谷区民ということもあるので、私自身も世田谷区の風景にはかなり愛着と思い出もありながら努めさせていただいております。

風景づくり委員会としては、多分後ほど議題に出てくると思いますけれども、今、風景づくり計画というものの見直しの段階に入っておりまして、まさに世田谷の風景をどのように風景づくりとして進めていくかというところの議論をしている最中だと思います。

今回、3名の委員が新たにまたフレッシュな形、かつプロの区民の方々もいらっしゃるということで、非常に心強い体制だなと思っております。できる限り私もいろいろな形で円滑に議論を進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆様には活発なご意見を頂戴できればと思います。13期の委員会として進めてまいりたいと思っております。不束ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 続きまして、本日出席しております区の職員を紹介させていただきます。

都市政策整備部長の佐々木でございます。

○都市整備政策部長 改めまして、よろしく申し上げます。

○都市デザイン課長 私が都市デザイン課長の渡邊でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

都市デザイン課担当係長の二見です。

○事務局 二見です。よろしく申し上げます。

○都市デザイン課長 続いて、担当を紹介させていただきます。

担当の杉山です。

同じく和田です。

同じく三澤です。

また、本日は風景づくり計画改定業務の支援をお願いしております、コンサルの皆様も出席しております。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。ここからの進行は世田谷区風景づくり条例施行規則第32条第2項により、〇〇委員長にお願いしたいと思えます。

それでは〇〇委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 何度もすみませんけれども、どうぞよろしく願いいたします。かなり朝早い時間にお集まりいただきまして大変申し訳ないですが、どうもありがとうございました。

では早速、令和7年度第1回の風景づくり委員会を始めさせていただきたいと思えます。

審議事項は、先ほどちらっと申し上げましたけれども、昨年度に引き続きまして、風景づくり計画の改定ということについて議論するというふうに事務局より伺っております。

前期から継続の課題になっておりまして、昨年度は、まず今ある風景づくり計画がどのようになっているかという評価と課題を一応洗い出すという作業をしたところをご報告いただいて、その後、昨年度の終わりに、改定をしていくための骨子と申しますけれども、要は大きな概要、今回の風景づくり計画改定の概要に当たるような骨子の議論を重ねて行ったということが昨年度の委員会での内容になります。

今年度はその後、これは行政の仕組みですけれども、まず「骨子」というのを作りまして、次に「素案」というものを作りまして、さらに素案の「素」を取りまして「案」というものを作りまして、この「案」が取れるとできますという何段階か踏むことになります。今「骨子」まで行っていますので、今年

度は「素案」から「案」へ、ぐらいのところを議論する内容になるかなと思います。

秋口ぐらいにまた風景づくり委員会を開催させていただく際には、正式に区長から諮問という形で、この委員会にこういう風景づくり計画を検討してくださいというのが多分やってきまして、それに対して答申と言って、こちらからお返しするという作業をしていくというスケジュールになるかなと思います。それで来年度、実際に改定した計画を運用させていくというスケジュールだと聞いております。

本日は昨年度、議論、審議いたしました改定骨子をもとにして、「骨子」の次の「素案」のたたき台をご意見いただくというのが本日の目的だと事務局に伺っておりますのでよろしく申し上げます。

次第が審議事項1件になっておりますので、今申し上げました「風景づくり計画の改定について」ということを議論させていただくこととなります。

では、まず事務局より資料の説明をよろしく申し上げます。

○都市デザイン課長 お手元の資料を確認させていただきます。

本日の資料につきましては、あらかじめ委員の皆様へ郵送させていただいたものと変更はございません。

本日の配付資料ですが、まず委員会の次第がございます。

続きまして、次第に記載の資料1から5となっております。風景づくり委員会の名簿、計画の「見直しの視点と改定骨子」、資料3が計画の「改定素案（たたき台）」、資料4が鳥瞰図のイメージ、最後、資料5がスケジュールとなっております。

また、審議の際に見ていただく資料といたしまして、世田谷区の全域の地図、2種類の都市計画図、現行の風景づくり計画、界わい形成地区ガイドを机上に置かせていただいております。

以上が本日の資料でございますが、お手元にはないですとか不足した点がございましたらお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

事務局の確認は以上でございます。

○委員長 では、そのまま説明のほうをお願いいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

まず「風景づくり計画 改定素案（たたき台）について」、担当係長の二見より説明をさせていただきます。

○事務局 二見と申します。それでは、議題1の「風景づくり計画の改定について」説明させていただきます。

今日は素案のたたき台を中心にご説明させていただくのですが、少しおさらい等も含めまして説明をさせていただこうと思っております。よろしく申し上げます。

初めに、スケジュールについてご説明をさせていただきます。スクリーンもですが、お手元の資料5、スケジュールというものも併せて御覧いただければと思います。

風景づくり計画ですが、平成27年の改定からおおむね10年間の計画期間が満了することから、この間に改定されました上位計画との整合ですとか、社会状況の変化に対応するために改定するものでございます。

昨年度から改定作業に着手しまして、区政モニターアンケートを含めた現行計画の評価・検証、それから内容の検討を進めまして、こちらの風景づくり委員会に諮問させていただきましたご審議を重ねてまいりました。

昨年12月に開催しました風景づくり委員会以降の取組みとしましては、ご審議いただきました計画改定の骨子の案を、頂きましたご意見等を踏まえまして「改定骨子」として取りまとめまして、今年の2月に区民の皆様にご公表するとともに、オープンハウスという説明をする会を開催いたしました。

今後ですが、本日お示しします改定素案のたたき台へのご審議等を踏まえまして、改定素案として今後取りまとめます。そちらを9月に区民の皆様へまた公表しまして、パブリックコメントを実施する予定でございます。

このご意見を踏まえまして、検討を進めまして、11月頃に開催を予定しておりますこちらの風景づくり委員会で、先ほど委員長からもお話ありまして、改定案の答申というものを頂きまして、それを基に来年3月に計画改定の決定、そして4月に運用開始を予定しております。

続きまして、今度、現行計画の評価・検証や見直しの視点などについての概要を説明いたします。スクリーンにも投影しますが、資料としましては

資料2「風景づくり計画 見直しの視点と改定骨子」を御覧いただけますでしょうか。こちらは改定骨子を今年の2月に区民の皆様に公表したのになります。

最初に、1ページ目を御覧いただけますでしょうか。

世田谷区では平成20年に、景観法に基づく景観計画として「風景づくり計画」を策定しまして、それ以前からの区民参加による風景づくりと併せまして、区民、事業者、区の協働による風景づくりを進めてまいりました。

平成27年に計画改定を行いまして、それから平成30年にはガイドライン策定によりまして屋外広告物への誘導の開始、令和4年には風景づくり重点区域である「界わい形成地区」の指定など、地域の個性に合わせた風景づくりを着実に進めてまいりました。

このたび計画期間が満了することから、この間に改定された上位計画の整合や社会状況の変化に対応するため改定するものでございます。

続いて、2ページ目を御覧ください。

そういった風景づくりを進めてまいりましたけれども、今回の評価・検証の中で課題が見えてきております。

区政モニターアンケートでは、区民の皆様、風景への興味は高いのですが、風景づくりの活動への参加が少ないことが分かりました。また、風景づくり活動の担い手の皆様が、高齢化ですとか、あと後継者不足などによって減少していること、それから建設行為等の誘導基準の追加の必要性、大規模再開発等の早い段階での誘導の必要性、公共施設におけるさらなる風景づくりの必要性などが主な課題として挙げられています。また、社会の動向の変化や上位計画の改定などへの対応も必要となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

これらを踏まえまして、見直しの視点をこちらの3項目にまとめております。

現在、現行計画に基づき風景づくりを着実に進めておりますので、基本的には計画の理念ですとか方向性、具体的な取組みなどについては、現行計画を継承していくことを前提としております。

そのような中で見直しの視点の1つ目としては「区民が『風景づくり』を身

近に感じ、取り組める仕組みを整えます」。

こちらについては、区民の皆様が身近に感じられるような計画の構成・内容とすることと併せて、気軽に風景づくりを楽しめるような普及啓発を促進してまいります。

見直しの視点の2つ目は「街の未来を考えて、風景づくりの誘導を進化させます」。

新たな視点を取り入れました考え方の記載ですとか、あと配慮が必要な基準の見直し、大規模建築物等の誘導などの充実を図ってまいります。

続きまして、見直しの視点の3つ目は「地域の風景を先導する公共施設の風景づくりを更に促進します」。

建築物や道路、公園など、公共施設に関する風景づくりの指針である「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」を庁内の関係所管の職員と検討、策定してまいります。それにより区民に親しまれる公共施設による風景づくりを進めてまいります。

こちらの資料の4ページから6ページにつきましては、今申しあげました見直しの視点に関する具体的な見直しのイメージを示しております。

今申しあげた見直しの視点は、風景づくり計画そのものの改定だけでは対応できませんので、その下にある例えばガイドラインとか手引きなども改定していくこと、それからそういったことではなくて、もっと具体的な運用自体を修正していくような対応の仕方、あとは区民の皆様や事業者の皆様とともに検討して見直しに取り組んでいく内容など、様々な対応の方法で見直しをしていこうと考えております。

よって、計画改定の骨子とか素案の中には出てこないような見直しの内容のイメージなどが分かるように、この4ページから6ページでは表現をさせていただきます。

続きまして、この資料の7ページから11ページが実際の計画改定の骨子となっております。

この骨子のほうは、実際、現行計画を継承していくので、改定骨子の中では現行計画の内容がほとんどとなっております。この骨子から今回この後説明します素案に移ってまいりますので、骨子の説明は割愛させていただこうと

思います。

続きまして、本日のメインの内容になります資料3「風景づくり計画 改定素案（たたき台）」を御覧いただけますでしょうか。ボリュームが多いので、これを全部説明すると長くなってしまいますので、今日はこういったところを改定したかというポイントだけ説明させていただこうと思います。

この「改定素案（たたき台）」は、2月に取りまとめました改定骨子を基に、基本的には現行計画を継承していきますので、その現行計画の内容を改定の骨子、骨組みに肉づけをしていって、先ほどの見直しの視点の内容の反映ですとか、あとは10年前のものになりますので時点修正などをこの素案の中に含めて作成しております。

現行計画からの構成の変更等はあるのですけれども、この素案の表現の仕方ですけれども、基本的に黒文字部分は現行計画から内容を変更してない部分になります。赤文字部分が現行計画から変更したりとか、あとは追記している部分となっております。てにをはとかを少し直している部分はあるのですけれども、そういった細かい微修正のところは黒字のままで、今回この素案は表現させていただいております。

それから、2月に公表しました改定の骨子からこの素案に変更、つくっていく中で、骨子から変更した部分はほとんどないのですけれども、変更した部分としましては第1章の中で最初のところです。計画の大前提となります「風景」とはどういうことか、「風景づくり」とはどういうことかというところの定義につきまして、ここが一番大事なところということで、1章の最初のほうに移動した変更を行っております。あとは3章の見出しの名前を少し修正したところなどがありますけれども、基本的には骨子から変更しているところはほとんどないです。

あと、今回この改定素案（たたき台）の作成におきまして、現行計画から追加、修正した部分を少し説明してまいります。

まず最初は、1－5ページ辺りを御覧いただけますでしょうか。

こちらの鳥瞰図、少し上から見た図が出てきますけれども、こちらにつきましては風景づくり委員会で頂きましたご意見を踏まえまして、図やイラスト、写真などを掲載することによって、区民の皆様、素案とかこの計画を見た方が、

ぱっと見て風景づくりはどんなことかというのがイメージしやすい、分かりやすい表現とするように、こちらのイメージ図を入れるようにしております。

こちらは世田谷区をイメージした鳥瞰図の中に、区民の皆様、事業者の皆様、区とで協働で進めている風景づくりの取組みをちりばめまして、区民の見た方がご自分の生活の身近に様々な風景づくりがあることをイメージできるような図として作成していこうと思っております。

こちらはまだ作成中で、全然違う場所の絵をまずは入れ込んでいるのですが、現存、世田谷区をイメージできるような鳥瞰図を基に図面を作成しているところでございます。

また次、ページを入れてないですけれども、3-21というページの後ろの第Ⅱ部辺りにあります図を御覧いただけますでしょうか。

素案、本の中では見開きにさせていただくのですが、今は分けて表現してこちらでは映していますけれども、お手元にはA3の図をお配りしていたかと思えます。

こちらの図は風景づくりの理念を踏まえた主な風景づくりの取組みとして、第Ⅰ部で目指すべき風景づくりの理念や方向性を表現していきまして、それを第Ⅱ部で示す、誰がどのような取組みでその理念や方向性を具体的に実現していくのかという関係性を表した図になります。こちらは風景づくり計画の体系を示すようなものをぱっとA3の分かりやすい図にするということで、作成した図になります。

実は目次の後ろのほうにも、目次を図化したようなこういった体系図があるのですが、こちらはどちらかというとならば計画全体がこういう構成になっていますよという図になりまして、こちらの第Ⅱ部の最初のところにあるのは、具体的に風景づくり計画をどういうふうな体系で進めていくというような図になっております。なので、目次の後ろにある図はどちらかというとならば構成図という表現、見出しはつけているのですが、こちらのほうはどちらかというとならば風景づくりの体系図というような表現にしようかなと考えているところでございます。

それから、あと現行計画から少し変えている部分についての説明ですけれども、戻りまして1-11ページ辺りを御覧いただけますでしょうか。

このところは「風景づくりのあゆみ」ということで、これまで計画がない、条例もない段階から、昭和の時代から世田谷区で進めてまいりました区民参加の風景づくりのあゆみを年表形式で表現しています。こちらの中に、具体的にどのような取組みをしてきて、そういった経過や経験を含めて今の風景づくりがあるというところを表現していくために、具体的な風景づくりのあゆみの取組みを1-1-1ページのもう少し後のほうに、コラム的に表現させていただきます。

あと、区民主体の風景づくりの取組みとしまして、区民の皆様が風景づくりを支援していく制度や取組みなどの説明にも、具体的にどういった取組みをしているかというところをコラム的に載せています。これは4-2から4-8ページ辺りに表現をしております。

あと現行計画から変更しているところ、続きまして第5章になります。

第5章では、建設行為等を行う事業者の方々に、なぜ風景づくりの基準を基に周辺の風景への配慮を求められなくてはいけないのかみたいところを、そういった理由のところを知っていただくために5章の初め、5-2ページ辺りに「建設行為等の計画をする前に」ということで、少しその趣旨を追記しました。これまで基準とかそういったものだけしか書いていなかったのですが、どうしても、どうしてそういったところの基準を守っていかなければいけないのかというところを事業者の皆様にご伝えていきたいということで、そういったページを1つ増やしております。

それから、あと5-3-1ページ以降です。こちらにつきましては現行計画の後、計画を改定しまして、風景づくり重点区域の界わい形成地区の指定がされましたけれども、追録版ということで計画の中に実際に入れてなかったものを、そのまま追加掲載をしたというところになります。

それから、最後のほうですね。第Ⅲ部の第9章を御覧いただけますでしょうか。

第Ⅰ部は理念・方向性、第Ⅱ部は具体的な取組み、そして第Ⅲ部は風景づくりの推進ということで推進体制のことを記載していますけれども、第Ⅲ部第9章の一番最後、9-7ページ辺りです。こちら「計画の検証・評価」という部分になります。ここは現在調整中ではあるのですが、評価の指標です

とか、あと目標値などを具体的に今回の計画では掲載していこうかと考えております。

あと9章の一番最後に、今、掲載はしてないのですけれども、9章の後ろのところには関連資料と参考資料としまして、現在の計画にはあるのですが、関連資料となりますデータを基にした資料を掲載していく予定でおります。現在、時点修正等をしておりまして、たたき台が抜けた今度、次の素案のところでは、そこを実際にお示ししていこうと考えております。

ほかに細かい部分の修正点などもございますけれども、時間も限られているため、「計画の改定素案（たたき台）」の説明は以上とさせていただきたいと思っております。まだまだ検討中、調整中、作成中の部分も多々ありますけれども、ご意見等を頂ければと思っております。

説明は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

正直、初めての方にはほとんど分からなかったのではないかという気がしますので、ちょっと確認しますが、先ほど資料2のほうで、私、改定骨子というのは改定している部分の骨子だと説明しましたがけれども、ちょっと間違えたと今気づきました。改定してない部分も併せた骨子が多分書かれていまして、つまり10年前と変わってないところも、変わってない内容として書かれた全体の概要版みたいなものがこれかなという理解です。

ただ、そこに幾つか吹き出しがついていまして、そこに、見直し項目幾つと書いてあるのが、その手前の資料2の3ページ以降、3、4、5、6ページに「見直し項目」と書いてあって、この10年間足りなかったところを見直しましたということが記載されているのだということで、事務局としてよろしいですかね。

○事務局 はい。

○委員長 となっていますので、この部分は現行の「風景づくり計画」というお手元にあるこの太い冊子を改定しますということですのでけれども、これと変えようと思っている部分がこの「見直し項目」ですというご説明だと思います。

今までおられた委員の方はこれまでの経緯も含めてご意見を頂ければと思っておりますし、初めてこの期から来られた委員の方はフレッシュな視点で、文脈関

係なく「ここはおかしいのではないか」とか「こういう視点を足したほうがいいのではないか」ということがあったらご意見を頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

今日ご欠席の〇〇副委員長から事前にご意見を頂いていると伺っていますので、まずはそちらをご報告いただいて、それから議論を進めたいと思います。

まず〇〇副委員長のご意見のほう、よろしくお願ひいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。本日ご欠席の連絡を頂いております〇〇副委員長より、事前にご意見を頂いておりますのでご紹介をさせていただきます。

見直しの視点3つ目「地域の風景を先導する公共施設の風景づくりを更に推進します」という点に関して、第7章の「公共施設における風景づくり」の中で「公共施設は他の施設を先導していくことが求められる」とありますが、現在の内容ですと、どのように先導していくのかというところが、素案として公表しても区民の皆さんには伝わりづらいのではないかとご指摘を頂いております。

こちらのご指摘につきましては、公共施設につきましても民間施設と同様に、一定規模以上の場合については第5章に示しております景観法に基づく風景づくりの方針、基準を遵守して整備をしておりますが、併せて7章の7-2ページに示しております「公共施設の整備に関する指針」に基づいて整備を行っております。この指針は施設の規模に限らず、配慮すべき指針として定めているものでございます。今後この指針を基に、配慮すべき事項を具体的に示す「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」を庁内の建築、土木部門と関係所管とともに検討して、策定をしていく予定となっております。

そうしたこれからガイドラインをつくっていくのだということも含めて、素案をつくる中で区民の皆さんにも分かるように、実際の風景づくり計画における表現は検討してまいりたいと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今ご説明いただいた公共施設でも一部というか、重要なものに関しては民間施設と同じように確認しますみたいな話は書けないという感じですか。指

針に基づいてやりますというのは書いてあるのは分かるのですが、要はここで議論しますなのか、風景づくりデザイナーの皆さんとやり取りしますのか分からないのですが、課長が最初におっしゃられた内容は何らかの形で示せるのですか。

○都市デザイン課長 問題ないと思います。

○委員長 7-2の1番の2項目目がそれを指しているのですかね。ちょっとその辺が分からない。

○都市デザイン課長 7-2ページの2「公共施設の整備に関する指針」に基づいてやって、ただ、今、委員長がおっしゃったとおり、これが5章より上の内容なのかどうかみたいなのところが特に示されているものではないと思いますので、公共施設がより高い水準でやるのだというところをどういうふうを考えとして示すのかというところが抜けているのだと今認識しましたので、その辺りは事務局の中で検討しながら、皆様にもご相談させていただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

7-1をちゃんと書きましようと言われたのかなと理解したのですが、要は公共施設を使って風景づくりやりますといったときに、どうやってやるのですかというのが7-1だと思うのです。そのうちの1つがちゃんと2番の指針に沿ってやります。次に大事なやつはちゃんと議論します。3つ目が多分必要に応じて、上位自治体とかになるとなかなかやり取りが難しいので、3番の景観重要公共施設に、頑張りますまで書けるかどうか分からないのですが、そういうことも含めて考えますみたいなのがやることだと思っている。

2番以降は具体的にやること書いてあるというフレームかなと思うので、1番でどういう誘導というか、公共施設を使って何をするのですかというのがもう少し分かるように書いたらどうですかという、多分そういうご指摘のような気がするので、そこの書き方を工夫していただければと思います。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

○委員長 ○○副委員長からは以上ですか。

○都市デザイン課長 はい。

○委員長 ありがとうございます。

では、ここから今日来ておられる先生方、委員の皆様からのご意見を頂戴したいと思います。どんなところからでも結構ですので、ぜひご意見を頂ければと思いますのでよろしく願いいたします。

○○委員、よろしく願いします。

○委員 冊子がボリュームのある内容なのでなかなか読みこなせないですけども、まず、世田谷区としてどんな風景を目指していくのか、というところが分かりにくいと思いました。細かい視点はたくさん記載がありますが、目標がどこに書いてあるのか、これがそうなのかな、あれがそうなのかな、このペースがそうなのかな、とずっと探していかなくてはいけないように思います。専門家の方であれば冊子の構成は大体こうしたものだと分かると思いますが、区民の方には何となく分かりにくいのではと感じました。

先程の事務局からの説明で10年間ごとに改定とおっしゃっていましたが、例えば今回の改正で今後10年こんな風景をつくって、世田谷区の未来の風景をこんなふうにしていきたい、といった記載が冊子の最初にあった方が分かりやすいのではないかと思います。

○事務局 目指すべきところ、どういう風景を目指すかということは理念とか方向性のところにはあるのですけれども、構成をどうするかというところで、これまでも結構悩んできました。それを一番最初に持ってくる、大事だからまずはそこを持ってくるというお話を頂き、やっぱりそうかなと思いながら、今お話ししています。

○委員 構成を大きく変えることは大変な作業かもしれません。目指すべき風景の記載がある章をまるごと最初にもってこなくても、冊子の最初の見開きページなどで「区としてこんなことがしたい」というビジュアルな記載があって、冊子を見る人がそこから何かを考えさせられてページをめくっていくような動機づけのようなページがあった方が良いのではと思いました。あるいは概要版のようなページが最初にあるのかもしれない。

○事務局 結構細かく、本題とかも文章もすごく多いですけども、具体的にこれからこの冊子のレイアウトもこの後考えていこうと思っているのですけれども、ほかの少し参考としている自治体さんの計画とかを見ると一番最初に

開くと、見開きに大きな写真があって、本当に区民の皆さんにより沿ったような思いが書いてあったりとかするようなものもあるので、そういったものを参考としながら、最初のところでまずはどういうものなのかというところを読んだ方が分かるようなものにしていくことも1つ考えています。

あと、今お話を頂きましたけれども、これを全部区民の方がいきなり読むのは難しいので、概要版をつくろうと今回考えております。そちらのほうでそういった表現をするということも検討しております。どちらかの方法かも含めて、今貴重なご意見を頂きましたので、検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員 先程の発言の続きになりますが、区の風景が目指しているものをキャッチーなような、ワンフレーズでみんなが覚えられるコンセプトやテーマがあった方がいいと思えました。

○事務局 ありがとうございます。

○委員長 3章の3-3、3-4、3-5、3-6辺りが「風景づくりの理念」と書いてありまして、区としては多分これで示しているというつもりだと思えるのですが、抽象的で分かりにくいのではないかとご意見を頂いているような気がします。

唯一分かるというか、個性を活かしましょうとか、協働でやりましょうという考え方は示しているけれども、「じゃあ、その風景はどうなるの？」みたいなのが多分一般的にはイメージしにくいのではないですかということだと思えるのです。

本当は3-1の理念に基づいて、最初の一番頭に鳥瞰図をつけますというやつが、この理念に基づいてできると、こういう感じになるというのが伝わる図になっていれば多少は分かるのかなという気はするのですが、その辺りが、もちろん風景、自然は大事にするし、歴史・文化は大事にすると思えるのですが、それは普通、どこの自治体さんであっても「自然を大事にします」とか「歴史・文化を大事にします」と多分書くと思うのだけれども、世田谷区はもっともう一步先に行っているでしょうみたいなところがあったときに、それはどういう風景なのかというのがぱっと分かったほうがよいのではという、多分そういうご意見なのかなと思えますので、この3-1、3-2

辺りの書き方と、それを体現する絵みたいなのをもう少しうまく工夫できるといいのかなと思いました。

これをどうお伝えするかというのはなかなか難しいと思いながらいつも拝見しているので、ありがとうございます。貴重なご意見です。

それを含めてでも、含めなくても結構ですので、その他、皆さんご意見いかがでしょうか。

〇〇委員、よろしくお願いします。

○委員 5つほどに整理をしております、全体が分からないからということもあるのですが、確認の意味も含めまして質問させていただきます。

まず1-5の「風景づくりのイメージ」の左側の鳥瞰図で、囲みのところ「周囲の風景に馴染む建築物を新築する」とあるのですが、届出対象の行為には増改築とか改修も含まれるので、新築に限らずかなと思いますので、確認いただければと思いました。1点目です。

それから2点目が、2-19です。世田谷の風景特性のところ、「みち」の項目で最後のところ「みちを活用した日常の場づくり」がございます。昨今の取組みを記載していただいているのですけれども、この道路活用というのが本来禁止区域に許可を取って行っている暫定的なイベントのものも多いと思うのですが、これが風景として恒常的に定着していくものなのかというところが確定しているものであれば問題ないのですけれども、実験的な取組みの場合はここまで踏み込んでしまうのがちょっとどうなのかなと疑問に思いました。

それから3点目が3-10のところ、これは各地域に課題として出てきているのですが、「密集市街地での防災街づくりとの連携」という項目辺りですね。風景づくりの理念そのものには「防災」とか「災害」という言葉は入っていませんが、昨今、インフラの老朽化の問題であるとか災害対応というのは非常に欠かせない、重要な取組みだと思うのです。それを風景と直結しているということがもう少し表現できないものでしょうか。もちろん風景づくりの冊子、計画なのでそちらに偏っている、重心を置いているというのは理解するのですが、生活の基盤ですので、そうした防災とか災害に対する視点がもう少し盛り込まれるとよりよいのかなとちょっと感じました。

それから3-20のところで、「協働でまちの魅力を高める風景づくり」というところを非常に手厚く追記していただいている部分は素晴らしいと思うのですが、一方で「区民主体の風景づくりの推進」というところで、よくある一人一人が担い手で、玄関周りをきれいにしましょうみたいなことはやっている人はもうやっていて、清掃に関してもそうですけれども、関心を持たない人にとってはとてもハードルが高い、あるいは日常生活の中でそういった余裕がないという側面もあると思うのです。なので、もうちょっと担い手となるきっかけのハードルの低い取組みの紹介があってもいいのかなと。

これをそのまま世田谷区で展開してということではないのですが、参考として、私が長く関わっている〇〇県では、真っ白な防護柵が風景の中で非常に悪目立ちをしているので、ブラウンに塗装しましょうというのをワークショップで何年かかけて実施して、徐々に風景が変わる様子を皆で体感する取組みを実施しています。何かそういうインフラの整備に自然に関わることのできるみたいなこと、新しくつくるばかりではなくて、今あるものを手入れをして長く使っていくという観点も風景づくりには非常に大事だと思いますので、そういったことも加えられないかなとちょっと思いました。それが4点目です。

最後の7-4で、先ほどの「公共施設における風景づくり」のところで、7-2の章、この指針も大変素晴らしいと思うのですが、これも全体的に新しくつくっていくものに対して、意気込みのある書き方になっています。一方で、先ほどのガードレールしかり、歩道の整備しかり、今あるものの改修も多いはずなので、そういったところに対する視点も加えていくことが非常に大事なのかなと思いました。

「公共施設の整備に関する指針」が素晴らしいと思って次のページ、7-3を開くと、富士見橋のフレーム、これは恐らく国の整備で、区の事業ではなかったかと思います。世田谷区が目指す地域の誇りとなるとか、魅力的なとか、区民の意識を高めるとかということと、この富士見橋にフレームを設置する取組みがイコールにならないような気がしました。風景を活かす名目でハードの整備をしていくということではないのではないかとちょっと感じましたので、そこはいま一度整理をしていただきたいなと思った次第です。

以上になります。

○委員長 事務局に回答をお願いします。

○事務局 まず最初の新築だけではなくて、増改築も含めて建設行為等とまとめて話しているのですけれども、ご指摘のとおりで、新築だけではないので表現を修正していきたいと思います。

それから道路活用、三軒茶屋ですとか、あと馬事公苑前のけやき広場という道路空間のところで、今、区民の皆さんと取り組んでいるお祭りとかイベントがあるのですけれども、確かに三軒茶屋のほうとかは今のところまだ実証実験ということで、実験的な取組みになりますので、具体的に恒常的なものではないということであればそういう形になりますので、どこまで表現していいのかというところは注意していきたいと思います。

例えば歩行者天国とか、そういったところでも道路空間を活用して行われている、そういった日常の人が集まるようなものも世田谷区では風景の中に定義としては入れていこうという考え方がありますので、そういったところでは記載はしていこうかなと思っているのですけれども、記載は注意していこうと思います。ありがとうございます。

それから密集市街地の整備ですとか、あと昨今の災害対策に関する例えば護岸の整備とか、今、野川のほうでもやっていますけれども、逆流してくる内水氾濫を防ぐための工事とか、国や都が行っています。そういった対策をする場合にも、風景のこともちょっと気をつけて頂きたいというところがありまして、〇〇委員がおっしゃるように、ほかのところからも、災害対策に対する風景づくりもきちんと計画の中に入れていかななくてはいけないということで、今回の改定で初めて入れている部分になります。

あとは災害対策だけではなくて、いざ災害が起きた後の復興をするときも、急いで復興していかなければいけないということで、風景づくりとか景観づくりがおざなりになったケースとかも出てきた問題がありますので、そういったこと考え方も入れていかななくてはいけないということで今回入れていますけれども、もう少し手厚く書いていったほうがいいのではないかとということにつきましては、ご意見を頂きましたので検討していきたいと思います。

あと2つですね。協働で取り組む風景づくり、今回の区政モニターアンケート

トの中で興味はあるけれども、実際に関わったことがないという方が本当に非常に多くて、たくさんの方の皆さんに風景づくりはもっと身近にあるのだよと。そもそも風景づくりという取り組みがあるのだよということを知っていただきたいということで、今まで意識の高い方が頑張ってきていたのですけれども、まだあまり意識されてなかった方も気軽に参加したりとか、関わっていただけるような取り組みを今後増やしていきたいと考えておりまして、今ご紹介いただきました、既存のものを手入れしていく中で、市民、区民の方が参加しながらできるような取り組みがあるという話を頂きましたので、そういったものも含めて、どんな取り組みができるか検討していきたいと思っております。

あともう1つ、公共施設についても取り組んでいくのですけれども、成城の富士見橋のフレーム、区のほうで整備したものなのか、国の「関東の富士見百景」の取り組みだったのか、今ぱっと分からないのですけれども、風景づくりの中で今あるものを改修して取り組んでいくという視点もそうですけれども、ハードをつくっていくというところの中でそういった風景を守っていくこと、それは区が直接やっていくことと、あと区民参加でやっていくということも含めて検討していくことを考えていこうかと思っております。

ちょっと答えになっているかどうかあれですけれども、すみません。

○委員 追加ですけれども、今の例えば7-4の「景観重要公共施設に関する事項」ということで、上野毛の富士見橋のところも「橋から富士山を眺められることが分かるような意匠や空間を橋に設けます」と宣言しているのです。

ただ、ここちょっとクランクしてたたずめるような場にはなっていて、本当にたくさんの方がいつも眺めているのですけれども、ここに本当にさらにそういう意匠や空間が必要なのかということとはとても疑問に思っていて、既に眺める場になっているので、何かそこに、過剰にここが風景のあれですよというのがちょっとそぐわない、それを良質な整備と位置づけるのはそぐわないと、とても感じているので、この書きぶりも含めてご検討いただければと思いました。

以上です。

○委員長 これは景観重要公共施設の内容は風景づくり計画にしか出てこないというか、これで規定しているのですか。

○事務局 そうですね。

○委員長 そのとき一般というか、他自治体さんはあまり中身まで書いてない
というか、「ここを景観重要施設にします」は書いてあるのですけれども、「そ
の景観重要施設のデザインや何とかをこうします」まで書いてないところが
多いのですけれども、ちょっと勇み足ではないですかと。

つまり、どういうことかという、そもそもちゃんと風景に合うように色合
いとかを合わせるとかというのが基本なのに、ちょっとオフレコで、わざわざフ
レームつけますみたいな話までとは限らないですよというご意見だと思
います。ここにはフレームとは書いてないですが、「意匠や空間を橋につけます」
と書いてあるので、つけるのが景観重要公共施設でやることだと書いてしま
っているから、そうとは限らないのではないですかというお話だと思うので
す。だから、ちょっと踏み込み過ぎているかもしれないので。ここ書いてしま
うと、そういう……。

○委員 誰かがこういうことをやらないといけない、とってしまう懸念があ
ります。

○委員長 そういう視点になってしまうから、書き方をちょっと工夫したほう
がいいのではないかということだと思うのです。実際、裏でちゃんとどうする
かは計画を立ててやったほうがいいとは思うのですけれども、この風景づく
り計画のなかなか変えにくい10年に1回のやつにここまで書いてしまいま
すかねという話だと思うので、ちょっとご検討いただいたほうがいいかと。

○事務局 分かりました。確かにそうですね。

○委員長 これももちろんいろいろみんな決めてやったのだったら駄目とも
言えないのですけれども、それ以外にもやらなければいけないことが多分あ
る。そもそもこのデザインとか抑え目にしながら、ちゃんと富士山が見えるよ
うにするとかも含まれているはずだけれども、そっちではなくて設けるほう
しか書いてなかったりもするので、ここは全体的にご検討いただいたほうがい
いと思います。

○事務局 はい。検討します。

○都市デザイン課長 富士山という日本の大切な景色が、そこが大切だよねと
いう意識とか、そこを守るためにどういうことが必要かという何か考えてい

くところが大事で、その結果、今おっしゃったように、この橋にはこういうフレームをつけて絵画のように見ようみたいなのはあるかもしれないけれども、今ここでそれだけをわざわざ特出しして出す必要性ないよねというご指摘だと思うので、その辺り、過去の風景づくり計画のときにどうだったかというところは私もしっかり認識できていないところもあるので、その辺りも確認しながら、より適切な表現にしたいと思います。

あともう1点、頂いていた道路の空間活用のところですが、昨今「ウォーカブルなまちづくり」という中で国土交通省から出て、世田谷区も「ウォーカブル推進都市」に指定されて、道路の使い方、もちろんまず交通の需要をもたらすとか、安全のための道だということはある中で、さらに世田谷区としてはそういった場がより上質な空間になっていくところというのは目指していく部分だと思いますので、その辺りの表現というのはまちづくりの部門とも確認をしながら、そこに、風景に寄与していく部分であれば表現を考えていきたいと思っています。

あともう1点、災害の点というのは、やはりつながりがあると私も思っています。風景づくりの中でゆとりを持った例えば建築の計画になっていくのですとか、緑が配置されていることが、直接的な災害対策にはならないものの、そういった視点を持つことで災害時にも安全な空間になるのです、とか、そういったところをつなげていける部分もあると思いますので、防災街づくりの担当部門もあつたりしますので、その辺りと風景側から見てそういったところはどこまで盛り込めるのかみたいな部分は、今頂いたご指摘を踏まえて検討できるかというのではないかと感じましたので、少し補足させていただきました。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

私が言うのもおかしいのですが、2点目のご意見というのは、一言で言うと「実験とイベントとかは違うぞ」とおっしゃったと思うのです。つまり実験なので、実験結果がいいとは限らないわけですね。そのときに、「いいとは限らない風景をいいと書いていいですか」というご意見だと多分思うのです。だから、人のいる風景を書いてはいけないとおっしゃっているのでは多分なくて、実験なので、風景そのものは次どうなるか分からないにもかかわらず、

それが世田谷の風景だと言ってしまうのですかということだと思うので、要は、定期的に何かやられている活動の風景みたいなものを入れるという話と、実験としてやっている話を入れるというのは意味が違うのではないかと思いますので、その辺りをちゃんと書き分けて示すべきだと思います。

○都市デザイン課長 失礼しました。実は私、三軒茶屋の担当もやっていたので、その辺、思いが乗ってしまっているところもあるので、そこはちょっとフラットに。

○委員長 社会実験をやるとき、これはすごい重要な観点といたしますか、とかく人を呼ぶとかに目が行きがちですけれども、実験なので目的ではないのですよねというところがあるから、その辺もちゃんと踏まえた形で位置づけないと、だんだんねじ曲がってくるのではないかというご意見だと思いますので、そこを気をつけていただきたいです。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

○委員長 防災の話はこれまでも委員会で出てきている話なので、例えば「風景づくりの理念」の中に具体的には載らないけれども、災害とかそういうところも風景として意識しながら、日常の風景をどういうふうにしていくかはちゃんと考えていかないといけないという理念を書くとか、5つ目の話、さっきフレームの話もあったのですけれども、これからマネジメントとか改修、管理とか、そういう目線がすごく重要になってくるので、ただつくるだけではなくて見直したり、繰り返してちゃんと使っていくものに対する風景のまなざしが重要だという、まさに理念というか、考え方として、そういうところも大事にしましょうねみたいなことがどこかに書かれてもいいのかなと思うのです。

下のほうを見たらどこかにはそういう項目あるかもしれないですけども、理念としては書かれてないので、今後、管理、マネジメントを使いこなしていくみたいなどころに関しての風景の立場というか、そういったものはどこかに記載してもいいのかなと思いましたが、ちょっとその辺もご検討いただければ。内容はそれぞれのところに少しずつ書いてあるとは思いますが、多分それを掘り出して、そういう考え方だと読める人はなかなかいないと思いますので、どこかに明示しておくといいのかなと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

せっかくなので皆さんから一言ずつ。

〇〇委員、よろしくお願いします。

○委員 私のほうから3点ほど、お話とお願いをさせていただきたいと思いません。

1つは、3章の「風景づくりの理念」を見まして、この制度とか基準とかで風景をつくっていくだけでなく、「区民主体」とか「協働」というワードは一区民として刺さって非常に感銘したというか、いいなと思ったのです。

それを踏まえてなのですけれども、そのためには区民に風景づくりの意識を高めてもらう、それを根づかせるというのが非常に大事になってくると思っ
ていまして、そのために4-7「風景づくりの普及・啓発」というのが書いてあるのですけれども、書いてあることは正しいですし、そのとおりで思うのです。ただ、これで本当に根づくかなといったときに、ちょっとぼやっとしているかなと。

例えばちょっと考えたのですけれども、世田谷区民は92万人でしたか。一般論でいくと、1年間で転出・転入というのが大体1割弱で6~7万人ぐらいですか。多分、転入・転出される方の大半は20代、30代で、転入・転出って5年以内にされるのではないかと。そうやって計算していくと、5年間で3分の1の人が入れ替わるような、正しい数字ではないですよ。イメージですよ。そうすると、言葉は悪いのですけれども、転入・転出を繰り返す人たちに啓蒙してもなかなか根づかないと思いますので、効果的にするには、残りの3分の2の人たちをターゲットにしてどういうことをするか。ですから、もう少しセグメントして、どうやって根づかせていくかという検討をしていかなければいけないのではないかと感じました。

それはその内容なのですけれども、実は「風景づくりの理念」というところで先ほどお話のありました、事前にA3の資料を頂いたのですけれども、こちらでは見開きになっているこれありますね。非常によくまとまっているのですよ。これ見ると大体全体像が分かって、非常に勉強になりました。

ところが、右のページの真ん中ぐらいに「区民の主体的な風景づくりを支援する」という文言があるのですけれども、残念ながら先ほど言った普及とか啓発というのがここに書き込まれてないのです。ぜひ啓蒙活動みたいなのところも、

この全体像の中に入れていただくといいのではないかと感じました。

それから一番最後にご説明ありました、最後の9-7の「計画の検証・評価」のところですか。これはすごく大事だと思うのです。今回まだ検討中でございますので、具体的な項目はないのですけれども、ぜひともここにつきましてはきちんと検証・評価ができるような、誰が見ても見える化できるような、そういうようなものをつくっていただけるといいのではないかと思います。

以上、3点でございます。

- 事務局 風景づくり、興味はあるけれども参加している方が非常に少ないというアンケートを頂いた中で、まずは風景づくりということにもっと気づいていただいて、身近に感じていただける方を増やして行って、そこから風景づくり活動の裾野を広げていこうということを今回考えているのですけれども、今日新たに「根づかせる」というキーワードを頂きまして、そういう視点もちゃんと持ってやっていかないと、ただ気づいてもらうというところを本当の取っかかりのようにしているのですけれども、それを根づかせるというところ、根づかせるというと何か上からですけれども、皆さん継続的に関わっていきけるというところをどういうふうに行っていくかという視点は引き続き持ってやっていきたいと今思いました。

あと、この全体像、第Ⅱ部の前のところにあります、先ほど風景づくりの体系図みたいなお話をしたのですけれども、そういった意味も含めまして、こちらのところに普及啓発についてもきちんと記載していこうかなと思います。ありがとうございます。

それから、あと検証・評価のほうも誰が見ても、区民の皆さんが見てもちゃんと見えるように、見える化できるような形で、どういった検証・評価とか指標を入れていくかというところは検討して、次の素案のところでは記載していきたいと思います。どうもありがとうございます。

- 委員長 まさに個性、主体、共存のところがある種みそだと思いますので、ぜひその辺をうまく示せるように工夫していただきたいと思います。

では、〇〇委員よろしく申し上げます。

- 委員 ありがとうございます。

2つあるのですけれども、既に大事なご意見いっぱい出たので重複する部分

もあります。

1つはさっき〇〇委員長とか〇〇委員がおっしゃっていたことともかぶるのですけれども、主に7章ですが、「公共施設の整備」と書いてあるのですけれども、公共施設も今後マネジメントとか維持管理がとても大事だと思うので、世田谷区も新しい公共施設をつくっていくというよりも、多分マネジメントのほうが増えてくると思うので、そのときにも、マネジメントも風景づくりのすごく大事な取り組みだということが分かるほうがいいなと思いました。

これ、当面10年なのですよね。10年ということだとすると、例えば小学校の再編とか、転用とかもきっとあると思うのですけれども、その小学校を例えばいい形でマネジメントが続いていくようなことも風景づくりにつながると思うので、そういうことが読み取れるほうがいいなと思いました。

まだ行ったことないのですけれども、まもりやまテラスさんとかも小学校でずっと管理されていて、それが転用された後もずっと市民の方が熱心に維持管理されて、非常にいい風景だと聞いているので、そういうような例も念頭に置きながら書けるといいのかなと思ったのが1つです。

2つ目が、これも当面10年と考えたときに、世田谷区で何が起こるのかなということのをいろいろ想像するのですけれども、世田谷区に限らずですけれども、どんどん高齢化が進んでいって相続が起きると思うのです。それをどう風景づくりとしていい形で継承していくかということが、何かヒントがあるといいなと思っています。

去年から私も参加していて、基本的にある程度理解しているつもりなのでいいなと思うのですけれども、世田谷区は大きなお屋敷があって、それが非常にいい風景になっていることが多いと思うのですが、それが相続で細分化されることもっと増えてくると思うのですけれども、それをどうしていったらいいのだろうというのがいろいろ悩ましいところで、それに対するヒントがあるといいなと思うのですけれども、ありますかということ。

私が研究していた例でいうと、例えば〇〇の〇〇も相続で大きなお屋敷がどうしても再分割されなければいけなくて、でも何とか残したいという思いがあって、一部屋敷林が残ったりしたのですけれども、そういった学べる例とかから少しエッセンスが抜き出せないかなということをもやもや考えており

ました。ここの自治体に限った話ではないのですが。

すみません。あまり質問になってないかもしれないですが。

○都市整備政策部長 公共施設については今おっしゃっていただいたのですが、建物の工事は大きい工事から小さい工事まで大体年間200件ぐらい出ています。マネジメントというお話があったのですが、実際に今、風景に寄与する部分というと恐らく外壁の塗り替えぐらいしかなくて、あとはほぼほぼ工事をやっているのは中身のほうというか、設備のほうだったりとかするのです。

あと学校のほうは、実際に今後3校ずつ建て替えていくというところなので、それは確かに地域特性、学校なんてまさしく地域のシンボルなので、地域の風景になじむように、地域のこれまでの歴史なども踏まえたデザインにしていくようにはしています。

あと相続のお話、今、〇〇のお話ありましたが、実際に住宅整備方針も後期方針に見直しているところです。今後10年、お話しいただいたとおり、団塊の世代の方々が皆さん高齢になっていくというところで相続がかなり発生して、細分化されてしまうのではないかとすることはありそうだなと。そこを住宅政策としても、今ご紹介いただいた〇〇みたいなもので建物を継承していったりとか、できることを少し皆さんにご紹介したりとかしていく必要があるのではないかと。あるいは少しリノベーションをかけて違う形で、雰囲気は残したまま建物を残すことも、多分世田谷の場合は今後問題になってくるだろうなという問題意識は私も実はあって。

なので、その辺はいろいろな計画ともバランスを取りながら、どういうふうを示していけるのかというところが、必ずしもここに書かなくても、ほかのほうでフォローしていくというやり方もあるのかなという感じもちょっとしました。頂いたご意見はもっともだと思imasuので、いろいろな計画にそういった問題意識をしっかりと反映できればと思います。ちょっと感想めいていますけれども。

○委員 ありがとうございます。

○委員 すみません、今の件で、まちづくりとは違うことでお話をしているのか。

私の家の近くは皆さん相続ができなくて、大体1軒当たりで4軒ぐらいのミニ開発が起きているのですね。確かにまちの風景としてはみどりも少なくなりますし、家も小さくなるのですけれども、いいこともあります、実は若い人たちが入ってくるのです。そうすると子どもも増えて、私は〇〇に住んでいますけれども、本当に子どもが多いのです。だから、一概にミニ開発が悪いということではないかなとは感じています。

全然関係ないことすみません。

○都市整備政策部長　そういういろいろな開発されますけれども、当然開発に対する指導、誘導というのも別の行政の部分ではやっていて、そういうところでは緑を植えてくださいねとか、そういう誘導も図っています。

開発するときどういうふうにしていくのかということについても、風景づくりの理念に照らして、区としては誘導していくことになると思いますので、その辺がうまく表現できればと思っています。ありがとうございます。

○委員　確認申請や開発行為の前に、事業者は「風景づくり計画」のチェックをしなければならぬのですよね。

○事務局　そうです。

○野原委員長　規模要件とエリアによりますけれども。

○事務局　一定規模以上だと、開発行為の場合は。

○委員　私の近所でも屋敷林や竹林が全部伐採されて10軒ぐらいに分割して宅地造成されているところがありました。近所を散歩していてコロナ禍が終わってから、こうした事例が増えてきている印象があります。

先程、住宅整備方針の見直しのお話がありましたが、風景づくりの考え方を事業者や個人の方々に少しでも意識してもらうために、書き方は難しいところはあるでしょうけれど、様々な計画のなかに何か一言触れていく方が良いと思います。

○委員長　風景づくり計画なので、どういう風景を目指していきますかという、まさに計画を示していると思うのです。あまり奥ゆかしいとみんな分かってくれないというか、どこかのここに書いてありますというのを読み取れというのは難しくて。

だから、例えば世田谷区の中で、緑とかがすごく大事だとしているけれども、

いい悪いというよりも、選択肢というか、「本当は残したいと思っているのに残せないのです」という人がいっぱいいる中で、どうしたらそれを残していけるかなみたいなガイドになるようなことが示されていると、「こういうことをやればできるんだ」みたいなことが分かったりとかするということだと思うのです。

せっかく今回コラムみたいなものを入れてあるので、さっきの〇〇みたいな例があったら、こういうふうな形だったらこういうふうに残りましたとか、あと前も木が植わっている物件で、木を残して次の方に渡すというか、次まで残った事例があったような記憶があるのですけれどももみたいな、そういう、できるかできないかは置いておいて、そういうことをやるということがあるのだみたいなのが分ると、それに引っかかる人は引っかかる。けどそういうのがないと、そういうことを思っても全然分からないしとなってしまうので、世田谷区は具体的な、豊富な例もあるので、うまくそういうのを示しながら、こういうのを目指していますよということが伝わる書き方になるのかなと、多分そういうご意見でもあると思うので、その辺の書き方をうまくしていただいて。

要は、ほかの部局でやってますみたいになってしまうと、そうかもしれないけれども、結局理念としては示されないことになってしまうので、目指している方向としてはこういうのが増えていくといいなと思っていますとか、みんな困っている人がいたら、こういうところを参考してもらえとうまく考えられるのではないかみたいなのが伝わる工夫なのではないかと思います。お願いします。

7章の件も具体的にやるかやらないかはちょっと置いておいて、7-2が整備になっていく、「整備・マネジメントに関する指針」と書くだけでも、この区は管理とかマネジメントを風景の中に入れて考えているのだなということに多分なると思うのです。やるかやらないかというか、実際やるのは結構いろいろ大変だったりするのですけれども、そういうことを目指してこの計画は、要は21世紀のこれからというのはカスタマイズしていくほうが多いので、管理みたいなものを風景の中に位置づけていますよみたいなメッセージなのではないかと思うので、その辺りを、ぜひ書き方とかをご検討いただける

といいのではないかと思います。ありがとうございます。

大体よろしいですか。追加で。

○委員 今、先生からメッセージというお話がありました。冊子のなかで幾つもパースがあって、引き出し線で誘導すべき内容が書かれているのですが、その内容が少ないように思います。

多分区民の方はもっと風景づくりにあたって誘導すべきことがあるのではと感じるのではないのでしょうか。ですが、河川であれば国や東京都、道路は東京都や区の管理など、行政の所有管理区分があるので区の風景づくり計画として表現することが限定されているのだと思います。

でも、風景は行政区分に関係なく全部一緒に連続して見えているので、色のことや、施設や要素のデザインのこととか、もう少し街路樹を植えて下さいとか、このパースのなかで示すことで見る人の意識を高めることができ、例えば、区から都や国に対して積極的に働きかけていくことにつながられるのではないかと思います。区の冊子にそのようなことを記載することは難しいかもしれませんが、パース自体がもっと魅力的になることで区としてやりたいことを訴える効果はあると思います。

○事務局 ありがとうございます。

○委員長 私のほうからも何点か最後に。非常に貴重なご意見というか議論、重要な論点が相当出てきたと思います。せつかくですのでその辺りを踏まえて、この10年に1回の改定の機をうまく使っていただきたいと思います。

私からも2、3点ほどあります。1点は、今いろいろな議論しましたけれども、3章の「風景づくりの理念」というところがまさに風景づくり計画の骨子という言い方をしているかあれですけども、一番重要な考え方を示しているところなので、ここで考え方が伝わるというのが一番重要だと思います。今日のご意見を頂いていても、もちろん間違っていないと思うのですが、少し伝わりにくい部分があるということかなと思いますので、ここでまさに今回の風景づくり計画の考え方というのをちゃんとうまく示せるといいなと思います。

その中で、先ほどみたいに、例えば生活とか日常とかを大事にしているのであれば、管理、マネジメントみたいなことも少し意識して、単に新しくつくる

ことだけではなくて、今ある、日々あるものをどういうふうに大切にしてい
かかというのを考えていきましょうとか、そういうことも含めて何を狙って
いるのかというところがもう少し分かるといいですし、場合によってはここ
にこそイメージみたいなものが少し入って、こういうことを狙っているの
だというのが分かる工夫もしていただいて、3章の頭でうまく伝わるとい
いかなと思いますので、そこをまずお願いしたいと思います。

2点目が、それは状態といいますか、多分こうなるといいなというのが書か
れたとして、どうやってそれを実現するのかがまさに計画そのものなので、そ
れが5章とおっしゃっていたり、先ほど分かりやすいとおっしゃっていただ
いたⅡ部の頭の4章の手前にあるものというのが、そういう風景を目指す
といったときに、どういう方法を使ってそれを実現していきますかという仕組
みを説明しているのが、この見開きの全体図で、非常に画期的だとお褒めの言
葉を頂きましたけれども、これを見たら施策の体系が分かるというのが一番
重要だと思うのです。表裏といいますか、これだけだとイメージは伝わらな
くて、イメージは先ほどの理念のほうで伝え、それを具体的にどうやって実現
していくのかというまさに計画の骨子を書いているのがこのページだと思
うので、ここにちゃんと分かりやすくどのように体系が載っているかという
のがすごい大事だと思うのです。

場合によっては、区の職員の皆さんで、これを使ってワークショップをや
てみたらいいのではないかと思うのですけれども、要はどれを優先順位を
上げて載せて、どれをこのページの中でちゃんと説明するかというまさに体
系を整理したときに、例えば今日もご意見のあった普及啓発が書かれてない
ではないかみたいな話があったときに、それをどうするかとか、私がずっと気
になっているのは、いつも風景づくりデザイナーがすごく弱くて、実際このマ
ネジメントは風景づくりデザイナーの先生方にかなりご尽力いただいて、チ
ェックしていただいて。私ここに座っていますけれども、何もしていないとい
うか、ただここで意見しているだけで、実際やられている方々はデザイナーで
あるにもかかわらず、書いてはあるのですけれども、後ろのほうに体制の一部
として書かれているのですけれども、施策体系の中でかなり重要な位置を占
めていると思うので、名前が出てもいいのではないかと思ったりしています。

そういうふうに何が重要な実現方策なのかというのが、これを見てぱっと分かるというのがすごく大事なのではないかと思うのです。その辺がまだ必要十分になってない可能性があるんで、どこがすごく重要で、何がポイントなのかというのが分かるような構成図を目指していただくと、多分少し分かりやすくなるのかなと思っています。

もちろん区民の皆様にごできるだけ分かりやすく伝えなければいけないと思っているのですが、前もちょっと言っているのですが、それはこの辺は制度で難しいから抜かすということではなくて、それを分かりやすく説明するというのが多分大事だと思うのです。興味ないから見ないだろうではなくて、ちゃんとそこもご理解いただくけれども、複雑に書いてしまうと分からなくなってしまいますので、極めてシンプルに分かりやすく伝えるというのが大事で。

例えばこの見開き図で、「地域で大切にされている風景を守り育てる」というので3つ書いてあるのですが、3つ全部意味が違うというか、地域風景資産は必ずしも風景づくり計画では位置づけないことになっていたりしますし、例としてしか書かれてないので、「この風景づくり計画で地域風景資産をやります」とは書いてないというか、私はオンリーワンにするべきだから書いたほうがいいとは思っていますけれども、でもその位置づけと、例えば界わい形成地区の位置づけは違うと思うのですが、同じ黒ポチになっているのでちょっとマークを替えて、例えばこれは風景づくり計画の中で位置づけている項目とか。

あるいは景観重要建造物・景観重要樹木は景観法に基づく景観計画の中のものなのでみたいなのがあるのだけれども、それをただ普通にしゃべってしまうと難しい仕組みだとなってしまうのですが、例えば一目で分かるようにマークを替えて、「これは景観計画に基づく内容です」とか一言書くだけでも、ぱっと見たときに「そういう違いがあるのね」というのが分かたりすると思うのです。ちょっと工夫をすることで分かりやすく、かつ内容というか、具体的なものに対して伝える工夫ができるのではないかと考えていて、その辺も工夫していただいて、全体像が見取図として分かるというのはすごく大事かなと思っていますので、ここは頑張っていただきたいページだな

と私は思っています。

あと、それと同じく5-4「建設行為等における風景づくりの誘導」で、これが多分施策として一番できることというのはここです。ほかは何か啓発したりお願いしたりしていくことですが、これ自身がまさに区がマネジメントしていく一番重要なところで、前から何度も申し上げてはいるのですけれども、多分この具体的な中身が分からないというか、項目は書いてあるし、基準は書いてあるのですけれども、例えば「一般基準と風景づくり重点区域は何が違うの」といったときに、一応書いてはありますよ。書いてはありますけれども、その体系がどのようになっているかとか、あるいは風景特性基準というのがこの枠の中に書いてあるのですけれども、これ何とか、そういうのが何かというのは基準としては書いてあるのですけれども、意味が書いてないというか、どうしてこんな形になっているのかというのは多分一般の方は誰も分からないと思うのです。我々は何度も聞いていますし、あれなのである程度理解はしているのですけれども、それが、仕組みが実は先ほどの理念に基づいてできているので。

前から伺っていますけれども、2章に各支所ごとの風景の様子が、砧とか烏山とか書いてあるのですけれども、それがこの基準に全然明示されていないというか、示されていないのはなぜかというのは、私は砧出身ですが、烏山であろうが砧であろうが、実は支所ごとに風景ってそんなに違わなくて、というよりも目の前にあるまさに生活の風景みたいなほうが大事だから、そういうものをちゃんと守っていくための基準としてつくられているからそういうゾーニングとしてないのだというのが、私が受けた回答だったと思うのです。

それで納得したのですけれども、「目の前にある風景を大事にしていることを大切にした仕組みです」と書いてあるかというを書いてない感じがするので、そのためにこの風景特性基準というのをを使って、目の前にある風景をちゃんとつくっていくための仕組みにしてあると思うのです。つまり、やっているのに説明してないというか、それはすごくもったいないと思っていて、この仕組みがどうしてこういう仕組みになっているかというのを一言説明していただくと、こういうことを大事にしているから、この仕組みで守りなさいと言っているのねというのが分かると思うのです。

それがないと、単純な数字とか規制だけが独り歩きするので、なぜ私はこれを守っているのでしょうかというのが分からなくなってしまうのですね。なので、この仕組みにしている理由をどこかにちゃんと説明してくれると、「なるほど。よく考えられた仕組みだな」ということに多分なるので、それをぜひ工夫していただきたいなと思います。

最後、もう1点だけ。せっかくなので、風景づくり計画改定の中で少しトライアルといいますか、今ご説明いただいたような課題を次の改定の中でどう解くかみたいなのが、課題だなと思っていまして、普及啓発のお話もそうでしたし、相続に対する課題みたいなものもどんなふうを受け止めて、まさに維持していくかみたいなのも課題ですし、まさに課題が上がっているところに対するトライアルというのですか、答えまでは行けないと思うのですけれども、こういうことにチャレンジしてその課題を解こうとしていますというアクションが、言い方はあれですけれども、目玉が1つぐらいあってもいいのかなという気はしています。

本当にジャストアイデアで、それをやりましょうという意味ではなくて、たとえばの例で言うのですけれども、先ほど関心があるけれども関われない人が多いという話があったときに、私は個人的に「10%もやる人がいるのだからすごい、やる人いっぱいいるな」と前から言ってはいるのですけれども、あまり少ないと言わなくても、90万のうちの9万も参加しているのだからすごいではないかと褒めてもいいのではないかと考えていますけれども、全国各地を見ても、関心があってもなかなか行動にはならないというのは全国的な課題でもあるから、それは解かないといけないですけれども。

例えばクラウドファンディングみたいな、お金なら出せますみたいな人がいるかもしれないというか、自分でやれと言われると大変だけれども、気持ちはあるので気持ちを違う形で出す人はいるのではないかとか、あるいは先ほど〇〇委員からありましたけれども、例えば月1回サロンみたいなワークショップがあって、風景についていろいろ言いたい人はとにかく来て、そこから提案が出てきて、それが実現する方向になりましたという、関わった人はみんな「私がやった」と多分言うというか、見るとファンは増えていくのではないかとか、広げ方にもいろいろな工夫があり得るのではないかと考えるのですけれども、1

個ぐらいちょっと何か、地域受けするにはどうするかというのもすごく大事なテーマなのでどうしようかと思っているのですけれども、多分ここではそこは議論しないとすると、あの仕組みもすごく大事だけれども、あのままずっとこれだけでやっていくのは厳しそうだとすると、もうちょっと違う形が必要になってくるかもしれなくて。

一方で三茶とか下北とか、まさにそういう動きも風景の中に入れてたいというお話もあるので、そういうのをちゃんと位置づけられるものが1つぐらいあってもいいのかなという気はちょっとしてしまっていて、課題に対応したトライアルを1つぐらい入れてもいいのではないかと考えています。その辺りもできること、できないことあると思うので、可能な範囲ですけれども、少しご検討いただけるといいのかなと思います。そうすると改定されたなというか、次変わったなみたいな感じがちゃんと出る気がしますので、その辺を少しご検討いただきたいと思います。

すみません。矢継ぎ早にコメントという形でさせていただきました。

これを受けまして、次回委員会は6月が決まっています、次は11月の予定ですかね。大体3回。今日は別にこれで確定というわけではないので、頂いた意見を基にしてまた少し検討していただいて、直近になりますけれども、1ヶ月後にこの委員会また予定されていますので、そこでそれに対する対応にご意見いただいて、それに基づいて素案をつくって、11月で案の審議をさせていただくというスケジュールになりますかね。そういう形で進んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 質問なのですけれども、6章の屋外広告物の表示というのは、この絵を描いてある屋外広告物はよく分かるのですけれども、店舗のあれと違って、よく京都とか行くとコンビニエンスストアも色をちゃんと周りに合わせているではないですか。この6章はああいうのも含まれているのですか。

○事務局 今、屋外広告物については、区全体でこういうふうにしてほしいというものをガイドラインとして、こういった冊子（風景づくりのガイドライン 屋外広告物編）を作っています。これは平成30年に作ったのですけれども、これと別に環七、環八沿いについては大きな屋外広告物が出るので、事前協議制度で誘導している状態になります。

〇〇とか〇〇とか、あともっと自然がいっぱいなところとかは、コンビニとか茶色系になったりしているものがあるのですがけれども、ああいったものは、具体的なそういった地区として指定しているところについては、景観に配慮した広告物を作っていただく計画をしていただくのですがけれども、今、世田谷区内ではそういうところは具体的には、景観に重要で、そういったものを強く誘導している地区はないのですね。

先ほどちょっとお話ししました奥沢は風景づくり重点区域の界わい形成地区に指定しているのですがけれども、そこは少し屋外広告物も配慮してくださいというお願いレベルで、コインパーキングとか新しくつけるときには、順次景観配慮型のものにしていただいている地区ではあります。

○委員 今回難しいかもしれませんが、風景は美化と似ているところがあって、例えば〇〇はみんなごみを捨てる。そうすると、そういうところはみんな「ごみ捨ててもいいや」みたいな感じになって。

実は風景のところも、具体的にお話しすると私は〇〇というまちなのですがけれども、パチンコされる方には非常に申し訳ないですが、パチンコ屋さんが増えて、だいぶ落ち着いた店構えを自主的につくられている。たまたま〇〇さんが倒れまして、その後に大手のドラッグストアが入りまして、このドラッグストアが町中にこんな店舗ではなくていいではないかというぐらい、気になって写真も撮っているのですがけれども、めちゃくちゃど派手な店構えにしているのですね。ああなってしまうと周りもどんどんど派手になってきて、これでいいと思うとほかの店もだんだん原色を使ったりとか、別に〇〇がどうのというのではなくて、そういうところに配慮していかないといけないのではないかと思ってお伺いしました。

○事務局 結構チェーン店はコーポレートカラーをそのまま使って、どこでも同じように、目立つように出すお店が多いです。今の時点では環七、環八沿いしか事前協議制度でこういうように行って誘導はしてないのですがけれども、これをつくったときもまずは環七、環八からという話をしているのですが、問題が大きくなってくるものについては、もう少し違ったところもそういった事前協議をして誘導していかなくてはいけないというところが出てくるかもしれないので、今後の状況を見ながらというところになります。

これ(風景づくりのガイドライン 屋外広告物編)は実際全区に対して誘導していく内容になっているので、これを基にお話を頂いて少し誘導している場所は、任意の誘導をさせていただいたところは幾つかあるのですが、もし問題になるようなところがありましたら、またそういった声もたくさん頂ければと思います。ありがとうございます。

○委員 分かりました。

○委員 ○○や○○であれば屋外広告物を景観に配慮したブラウン系に誘導しようという意識を市民の皆さんが持つと思いますが、特に歴史的な建物が多くあるなしに関係なく世田谷区でも屋外広告物を景観に配慮した色にしようという話は起こりにくいものなのではないでしょうか。個人レベルではこうした考えをもっている方は多いのではと思っています。区として一気に屋外広告物をブラウン系にしましょうということは現時点では現実的ではないと思いますが、こうした点を少しずつ考えていくことも大切なのではと思っています。色については○○先生の御専門としますので御意見を伺いたいと思います。

○委員 おっしゃるとおり、確かにこの10年ぐらいでチェーン店が景観に配慮している事例は一気に増えましたので、観光地でなくてもそういう要望とかいうのは高まっていると思います。

むしろ環八、環七の景観というよりも、住民にとっては自分たちの暮らしの周りの風景、駅の周りであるとか、先ほどの○○もそうですけれども、そういうところのほうが大事という観点もありますので、ぜひそういう議論が深まっていくといいなと思います。

先ほど野原先生からご提案のあった、例えば月1のサロンみたいなものも、屋外広告物のウォッチングをして、みんなで在り方を考えていく。それで地区ルールを決めていくなんていうことにもつながると思いますので、ぜひ屋外広告物のメニューも加えていただければと思います。

○委員 若い世代の方たちは携帯電話でマップ情報を見ながら、周りをあまり見ずに歩いて目的地に行っているように思います。そのうち看板を派手にする必要はなくなるのではと思います。もっと周りの景色を見ながら目的地に行けばいいのになあと思うのですが、ずっと携帯電話を見ながら歩いている

様子を見ると、時代が変わってきていると感じてしまいます。

また、幹線道路沿いは車の速度で看板を見るため、ある程度の大きさの看板が必要かもしれないですが、人間の速度で歩くことを考えると、そんなに派手で大きな看板は必要ないのではとっていて、この委員会ですべき議論ではないかもしれませんが、こうした視点で屋外広告物をコントロールしていくような議論もあっていいのかなと思いました。

○委員長 風景づくりは2種類あって、悪くしないようにするのとよくするというのが多分あって、悪くすると言ったらあれですけども、要は全然そういうのを気にしなかったという方がいらっしゃるときに、それが突然やってくるところでは防ぎようがないのでまさに最低限のコントロールと、本当にいい風景をつくるためにどうするかという多分2段階あるので、両方これで扱っているとは思うので。

ちょっとオフレコですけども、〇〇さんとかが各地で、しかも最初地名かと思ったらお名前でしたが、そういう方とかもいらっしゃったりとかするときに、その辺、自分の地域に予期せぬものが現れたりする場合もあるので、そういうためのコントロールというのも1つあります。それだけだと、逆に悪くないまでは行くのですけれども、よくなるというともう1個アクションが多分必要になってくるときに、それは決まりではないけれども、先ほどのガイドラインを使ってやっていますとか、まさにそういうものをみんなで学びながら、いいと思う人はどういうふうにやったらいいかというのを考えてやっていきますという2段階あると思うので、その辺もうまく使いながらマネジメントできるといいと思います。

確かに6章を拝見しますと、分かる人でないと分からない書き方になっている気がしまして、例えば右の「屋外広告物の協議の流れ」は、間違っていたら訂正してほしいのですけれども、まず世田谷区さんは屋外広告物条例はないのですよね、東京都さんののに基づいてやっているのですよね。

○事務局 はい。

○委員長 その辺も「東京都屋外広告物条例に基づく」と書いてあるのですけれども、分かる人でないと、「これは世田谷区にはなくて、まず東京都の条例がチェックしているのだ」とかが一般の方は分からないのではないかと思います。

す。だけれども、この風景づくり条例の中にある種規定があつて、屋外広告物も風景づくり条例の中である程度見ている部分もあるし、さらに特定区域についてはしっかり見えていますという仕組みですよねというのが、多分書いているつもりだとは思うのですけれども、分からないのではないかという気がしまして、なので、内容をどうするかもあるのですけれども、分かりやすくこれがどういう仕組みになっているかを、もう1回さらに整理していただいたときに伝わっているかというのを確認したほうがいいかなと。

要は、今のガイドラインの話もよく見たら赤字とかで書いてはあるのですけれども、今、事務局がご提示いただいたような、要はポジティブに考えるために具体的な事例とか、そういうのを交えて書いてあるのですけれども、単に「これを守りましょう」ではなくて、「こういうことができるよ」とかがあのガイドラインに書いてあるのです。なのだけれども、それが分からないといえますか、そういうものだということをもうちよつと示してもいいのかなという気もしますし、そういう工夫で世田谷区の場合は少しポジティブに、規制でマンセル値とか何とかだけではなくて、こういう工夫をしてお店のところを配慮しようとしているとかというのをアドバイスしているのだとかが、これはもうやっているのです、分かるように伝えたらいいのかなと。

この流れの上から2つ目の「ガイドラインに基づく」のこのガイドラインがそれを指しているのだと思うのですけれども、多分それは分からないかなという気がするのです、ちょっと書き方を工夫されたらいいかと思います。

ということで、せっかくやっていることでいいことは、ぜひ伝えるように書いていただけるといいと思いました。

いろいろたくさんご意見出ましたので、少し事務局は大変かもしれませんがけれども、どれも非常に建設的なといえますか、よりよくするための貴重なご意見だったと思うので、もちろんできる、できないはあると思うのですけれども、少しご検討いただいて、できる範囲で修正やちょっとグレードアップしていただければと思います。

本日としてはここまでということで、また次回ご意見ございましたら、それを見ながら少しブラッシュアップできればいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、一応本日は審議事項1件となりますので、議題はこれで以上ということになります。事務局から連絡事項のほう、よろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。○○委員長をはじめ、委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

素案のたたき台というところで、まさにたたいていただいたかなと感じているところがございます。ご審議いただきました内容を踏まえて、引き続き庁内とも連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次回の委員会の予定についてご連絡をさせていただきます。

今回は令和7年6月23日、午後2時から4時の開催を予定しております。会場はこちら、同じ会場のこの会議室となります。審議事項も引き続き「風景づくり計画の改定について」でございます。今回は、今日頂きました内容を踏まえて検討した改定素案についてのご審議を予定しております。

事務局からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

大変失礼しました。資料5がついていて、これがスケジュールになっていました。これを御覧いただくと右から2個目のセルが風景づくり委員会になっていますので、今ご説明いただいた次回が6月で、その次11月のところに「案の答申」と書かれて、この予定で進むということで。ありがとうございました。

以上でよろしいでしょうか。その他、何かないでしょうか。

では、これをもちまして令和7年度第1回風景づくり委員会を閉会とさせていただきます。皆様、ご協力どうもありがとうございました。

——了——